

茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定について

1 趣旨

国は、東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故への対応と教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法（原災法）、防災基本計画及び原子力災害対策指針の改正等を行った。

県は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、地域防災計画（原子力災害対策計画編）を改定する必要があるが、原子力災害対策指針等の改定は、段階的に行われる見込みであることから、県の地域防災計画も段階的に改定することとなる。

今回の地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定は、国が行った原子力災害対策指針の「当面の改定」に対応するものである。

2 見直しの方向性（案）

（1）今回の改定において、見直す事項

①「第1章 総則」見直し事項

○ 所在・関係周辺市町村等の範囲

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲として、P A Z, U P Z を設定

○ 計画における対応

計画において想定する災害を過酷事故、複合災害とする

②「第2章 原子力災害予防計画」見直し事項

○ 県の活動体制の整備

警戒体制をとるために必要な体制、災害対策本部体制等の整備、原子力災害合同対策協議会等への職員派遣等

○ 広域的応援体制

自衛隊への派遣要請の準備

- 長期化に備えた動員体制の整備
事態が長期化した場合に備えた職員の動員体制の整備
- 情報の収集・連絡体制等の整備
 - ・ 情報の収集・連絡体制の整備
県と関係機関相互の連携体制、原子力防災関連情報の収集・蓄積
 - ・ 通信手段の確保
専用回線網の整備、通信手段の多重化と非常用電源等の確保
- 情報伝達・住民広報体制の確立
 - ・ 住民広報の体制
エリアメール等の活用、災害時要援護者等への伝達体制の整備
- 防災関係資機材の整備
救助・救急・消火活動用及び防災業務従事者の安全確保のための資機材の整備
- 物資の調達、供給活動
物資の備蓄・調達輸送体制の整備
- 緊急輸送活動体制の整備
専門家の移送体制、緊急輸送体制の整備
- 教育及び訓練
 - ・ 防災訓練計画の策定
複合災害や過酷事故を想定した訓練実施計画の作成
 - ・ 実践的な訓練の実施と事後評価
シナリオレス、ブラインド訓練の実施と評価
- 行政機関の業務継続計画の策定
優先度の高い通常業務の継続のための計画策定

③「第3章 原子力災害応急対策計画」見直し事項

- 特定事象発生時等における連絡
通報を受けた際にU P Z圏外の市町村への連絡
- 職員の動員配備体制区分の基準及び内容
放射性物質の放出状況等による職員の配備基準の明確化
- 茨城県災害警戒本部の設置基準等
災害警戒本部の設置、組織及び所掌事務の明確化
- 関係機関との連携
市町村との情報共有
- 緊急輸送のための交通確保
広域的な交通管理体制の確保
- 原子力被災者生活支援チームとの連携
国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携した避難区域等の見直し、除染の推進等
- 行政機関の退避
業務継続計画に基づく退避及び業務の継続

(2) 今後、段階的に見直す事項

次の事項については、国の検討結果に応じて見直しを行う。

- 緊急時モニタリングに係る事項
- 避難・屋内退避等に係る事項
- 緊急被ばく医療に係る事項

3 今後の進め方

原子力災害対策指針の改定が段階的に行われる見込みであるため、それに合わせ県地域防災計画の改定を行う。